

被災ローン減免制度 利用の流れ

(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)

家は建て直したかばってん、また住宅ローンは借ると二重になるばい



①着手同意の申出

- 借りている金額（残高）が一番大きい金融機関等（メインバンク）へ申し出ます。
- 金融機関等の窓口で「**『被災ローン減免制度』を利用したいです！**」と伝えてください。

金融機関等

お店ば再開したかばってん、また事業ローンを借りるとキツ

②同意書の発行

- 金融機関等は、利用要件を満たさないことが明らかでない場合を除いて、10営業日以内に、同意書を発行することになっています。
- 同意書が発行されない場合は弁護士へご相談ください（下記の弁護士相談へ）。

同意書もらったばってん、次どぎゃんすっ

③委嘱依頼の申出（同意書も添付）



- 「委嘱依頼書」の書式は、熊本県弁護士会のHPに掲載されています（QRコード）
- 提出方法は、①ご持参、②ご郵送、③FAX（後日郵送も必要です）のいずれでも結構です。①の受付時間は平日9時～17時30分です。

熊本県
弁護士会

自分で銀行と交渉すっとは難しかな

④委嘱通知（ご連絡）

- お申し出頂いてから2～3週間後に、ご担当する弁護士（登録支援専門家）からご連絡致します。
- その後の具体的な手続は、弁護士（登録支援専門家）が支援します（**無料**です）。



登録支援専門家

● 弁護士へのご相談（無料）

面談相談：096-325-0009（要予約）

※同意書が発行されないなどの着手申出に関する苦情・相談については各団体の窓口においても受付けています
(http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline_qa.pdf 末尾の苦情・相談受付窓口)。

● 委嘱依頼の申出、問合先

熊本県弁護士会 〒860-0844 熊本市中央区水道町9番8号

TEL：096-325-0913, FAX：096-325-0914



⑤債務整理申出

- 弁護士（登録支援専門家）と打合せをしながら、全ての金融機関等に対して、債務整理の申出をします。
- 弁護士が、書類の作成支援等をしますので、被災者の方のご負担は大きくありません。
- 債務整理の申出をした後は、金融機関等への返済をストップ（停止）することになります。
- 金融機関等との協議は、直接には、登録支援専門家が行いますので、ご安心ください。



登録支援
専門家

⑥調停条項案の提出

- ①財産の処分方針、②金融機関等への弁済内容等を協議して、「調停条項案」という形で提出します。
- 弁護士（登録支援専門家）が、「調停条項案」の作成支援、金融機関等との協議を行いますので、ご安心ください。

⑦調停条項案同意書の発行（⑥から1か月以内）

- 「調停条項案」に同意する場合は、金融機関等は、同意書を発行します。

金融機関等



⑧特定調停の申立て

- 簡易裁判所に特定調停の申立てをして、金融機関等が同意した「調停条項案」の内容を確認して、金融機関等・被災者の全員の同意があれば、調停成立です。
- 弁護士（登録支援専門家）が、簡易裁判所への申立書類の作成支援等を行います。
- 裁判所へ支払う申立手数料、郵便切手代は、ご負担いただきます。もっとも、申立手数料は債権者1社あたり500円、郵便切手代も1,000円程度です（事案により増減します）。



登録支援
専門家

簡易裁判所

成立